

# 成蹊大学利益相反マネジメントポリシー

2017年5月10日制定

## 1. 目的

成蹊大学は、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を育成するとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、自由な知の創造をはかり、もってその深奥を究めて文化の進展に寄与することを研究理念に掲げ、大学における研究成果の地域社会への還元と社会貢献のため、産学官連携活動を積極的に推進している。

しかしながら、産学官連携活動を進める上で、本学の教職員等が学外機関との関係によって有する利益や責任と、教職員等が本来大学において果たすべき教育・研究上の責任とが衝突する、いわゆる「利益相反」といわれる状況が生じる可能性がある。

この利益相反の対応によっては、大学の社会的信用を大きく損ね、結果として、産学官連携活動のみならず、大学の教育・研究活動を阻害する恐れがあることから、利益相反に対して適切な対応が不可欠である。

そこで、本学では産学官連携活動を推進していくにあたり、社会に対する説明責任を果たし、本学の社会的信用を保持するとともに、教職員等が利益相反を懸念することなく安心して産学官連携活動に取り組めるよう、「成蹊大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）」を制定する。

## 2. 利益相反の定義

本ポリシーでは、教職員等個人としての利益相反を取り扱い、責務相反<sup>\*</sup>は含まない。なお、本ポリシーにおける利益相反とは、教職員等が産学官連携活動に伴って得る経済的な利益と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

<sup>\*</sup> 責務相反とは、教職員が兼業活動により、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

## 3. 利益相反マネジメントの基本方針

- (1) 教職員等の自主的な活動を最大限尊重し、かつ、教職員等を未然にトラブルから保護し、安心して産学官連携活動に取り組めるようにする。
- (2) 産学官連携活動によって学生の自由な活動を妨げたり、学生に対する教育面での支障が生じないよう、最大限の配慮を払う。
- (3) 産学官連携活動に付随的に生じ得る利益相反を未然に防止するため、また、生じた利益相反について影響を最小限にとどめるために、利益相反マネジメントに係る学内ルール及びシステムを整備する。
- (4) 適切なマネジメントと情報開示により、産学官連携活動の透明性、公平性、中立性を確保し、同時に社会的信用を維持する。

## 4. 利益相反マネジメントの対象者

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学において研究等を行うことを目的に、受入を許可された者
- (3) その他利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者

## 5. 利益相反マネジメントの体制

利益相反を適切にマネジメントし、健全な産学官連携活動を推進するために、利益相反マネジメント委員会を設置する。利益相反マネジメント委員会は、次に掲げる事項を審議・実施する。

- (1) 利益相反に係る広報及び啓発に関する事項
- (2) 利益相反に係るモニタリング、自己申告等の施策に関する事項
- (3) 利益相反に係る相談・助言等に関する事項
- (4) モニタリング及び自己申告に基づく審査に関する事項
- (5) 利益相反が生じた場合の措置に関する事項
- (6) 利益相反に係る社会への情報開示に関する事項
- (7) その他利益相反に関する事項

以 上